

未熟児養育医療給付を申請される方へ

養育医療とは、医師が入院を必要と認めた未熟児に対し、指定養育医療機関において公費による入院養育をすることができる制度です。

■ 対象者

周南市に住民票を有し、出生時体重が2,000g以下の未熟児、または生命力が特に弱くけいれん等の症状を示す未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた満1歳未満の乳児。

■ 公費負担の範囲

医療保険による給付を優先し、残りの自己負担額（保険適用のもの）に相当する額を公費負担します。

※保険が適用されない治療費等（例：おむつ代、文書料等）は、給付対象外です。

なお、世帯の所得に応じて一部自己負担金が発生しますが、周南市の場合は、「■必要書類」の「④委任状」を提出していただくことで乳幼児医療費助成制度の対象として負担しますので、結果的に全額公費負担になります。

■ 必要書類

下記の必要書類をご用意の上、やむを得ない場合を除き、必ずお子様の入院中に申請を行ってください。

チェック欄	お持ちいただくもの
☐	①養育医療給付申請書
☐	②養育医療意見書（医師が記載したもの）
☐	③世帯調書（世帯全員の個人番号（マイナンバー）を記入）
☐	④乳幼児医療費に係る手続きの委任状
☐	⑤扶養義務者全員の課税証明書 （③世帯調書にて課税状況の閲覧または照会に同意をされる方は不要） ※ただし課税状況が確認できない場合は、課税証明書が必要です。
☐	⑥お子さんの医療保険の資格情報が確認できるもの（以下いずれか1点） ●健康保険証（有効期限内） ●資格情報のお知らせ ●資格確認書 ●マイナーポータルからダウンロードした「資格確認情報画面」を印刷したもの ※手続きが間に合わない場合、加入予定の被保険者（父、母など）の医療保険の資格情報が確認できるものが必要
☐	⑦申請者の本人確認書類 ・顔写真付きのものであれば1点 （例）個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、パスポートなど ・顔写真付きでないのものであれば2点 （例）健康保険証、資格確認書、年金手帳など
☐	⑧※生活保護世帯または中国残留邦人等で支援給付を受けている方 ⇒福祉事務所長発行の証明書を提出
☐	⑨必要に応じてその他の書類を求めることがあります。

※上記の①～④は、原則、指定養育医療機関で配付されますが、申請窓口でも配付しております。なお、①～④は市のホームページでもダウンロード可能です。記入例は、市のホームページで紹介しております。

裏面もあります

■ 申請後について

市での審査・決定後「未熟児養育医療券」を作成し、お子様が入院されている指定養育医療機関へ郵送します。併せて保護者の方には「未熟児養育医療券の写し」等の書類を送付します。

■ 変更事項が発生した場合の対応

養育医療受給中に、以下の変更事項が発生した場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

- ①当初の有効期間を延長して、治療（療育医療上の治療内容であること）の継続が必要となった場合
- ②現在入院されている病院から別の病院（都道府県の指定療育医療機関）に転院することが決まった場合
- ③養育医療券の交付を受けていたお子さんが退院後、再度養育医療上の治療で入院することになった場合
- ④養育医療券交付後、氏名・住所・医療保険・市町村民税額のいずれかに変更があった場合
- ⑤養育医療の診療期間中に市外へ転出された場合は、転出先の市区町村で新たな申請が必要になります。

※詳しくは、下記までお問合せください。

■ 申請・問い合わせ先

〒 745-0005 周南市児玉町1丁目1番地 徳山保健センター内
周南市あんしん子育て推進課 こども家庭一担当
TEL：(0834)22-8550
FAX：(0834)22-8815